

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第4部門第1区分

【発行日】平成18年10月26日(2006.10.26)

【公表番号】特表2002-521591(P2002-521591A)

【公表日】平成14年7月16日(2002.7.16)

【出願番号】特願2000-561403(P2000-561403)

【国際特許分類】

*E 04 H 15/28 (2006.01)*

*E 04 H 15/34 (2006.01)*

【F I】

E 04 H 15/28

E 04 H 15/34 B

【誤訳訂正書】

【提出日】平成18年9月7日(2006.9.7)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】特許請求の範囲

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】 折り畳み可能としたフレームであって、a)第1Uリンクにピボット運動可能に接続された、3つ又はそれ以上の脚部；及びb)上記脚部に対し、外側端部をピボット運動可能に接続した支持バーであって、これらの支持バーの内側端部で第2Uリンクとピボット運動可能に接続された、3つ又はそれ以上の支持バーを含む、折り畳みフレーム；

当該シェルター又はテントが組立てられたとき、上記第1Uリンク及び第2Uリンクを互いにロックする締結具であって、a)上記第1及び第2Uリンクのうち、いずれか一方から略垂直に延びるとともに側面部に溝を有する、ピン；b)上記垂直状のピンと略一直線状に並べられた受け入れ穴を有する、上記第1及び第2Uリンクのうち他方のものに設けられたソケット；及びc)上記ソケット内部に支持された係合部材であって、上記ソケットに上記略垂直状のピンを挿入してから該略垂直状のピンにおける上記溝と強固に係合可能とした、係合部材を含む、締結具；及び

上記折り畳みフレームに折り畳まれた状態及び折り畳まれていない状態で支持された、複数のシート壁部材により構成した、折り畳みシェルター又はテント。

【請求項2】 シート壁部が当該シェルター又はテントの外辺部周囲の側面部及び天井部を含む、請求項1に記載の折り畳みシェルター又はテント。

【請求項3】 シート壁部が折り畳みフレームの外面部に支持されている、請求項2に記載の折り畳みシェルター又はテント。

【請求項4】 更に、第1及び第2Uリンクの係合時に、自動的に溝内に係合部材を圧入する、バイアス手段を含む、請求項1に記載の折り畳みシェルター又はテント。

【請求項5】 バイアス手段が少なくとも1つのバネを含む、請求項4に記載の折り畳みシェルター又はテント。

【請求項6】 バイアス手段が係合部材に負荷する重力を含む、請求項4に記載の折り畳みシェルター又はテント。

【請求項7】 第1Uリンクが第2Uリンクの上方に配置されるとともに略垂直状のピンが上記第1Uリンクから上記第2Uリンクに向かって下方に延びている、請求項1に記載の折り畳みシェルター又はテント。

【請求項8】 係合部材が第2Uリンクの近くに配置されるとともに手動で上記第2

Uリンクの近くの位置に第1Uリンクの下方に間隔をあけるように移動可能とした、請求項7に記載の折り畳みシェルター又はテント。

【請求項9】 ソケットが第2Uリンクに固定されるとともに該ソケットが中央穴と煙突形受容面部を有する拡大開口とを含む、請求項8に記載の折り畳みシェルター又はテント。

【請求項10】 煙突形受容面部を有する拡大開口断面の直径が略垂直状のピンの断面直径の2倍以上の大さとされる、請求項9に記載の折り畳みシェルター又はテント。

【請求項11】 煙突形受容面部を有する拡大開口断面の直径が略垂直状のピンの断面直径の2.5倍以上の大さとされる、請求項10に記載の折り畳みシェルター又はテント。

【請求項12】 煙突形受容面部を有する拡大開口断面の直径が略垂直状のピンの断面直径の3倍以上の大さとされる、請求項11に記載の折り畳みシェルター又はテント。

【請求項13】 略垂直状のピンが円形断面を有する円筒体とされ、該ピンの断面直径が上記円形断面の直径とされ、上記略垂直状のピンがテーパー状底端面を有する、請求項13に記載の折り畳みシェルター又はテント。

【請求項14】 ソケット及び係合部材の双方又は片方をカラーコード化して該係合部材がロック位置に在ることを確認する一方、該係合部材が非ロック位置に在ることを確認するようにした、請求項1に記載の折り畳みシェルター又はテント。

【請求項15】 請求項1に記載の折り畳みシェルター又はテントアッセンブリにおいて、更に、

スライド部材を取付けたアッセンブリポールを有し；

上記アッセンブリポールが係合素子を取付けたチップを有し；

略垂直状のピンが上記アッセンブリポールのチップと係合する、対応した係合素子を取付けた下端部を有し；及び

第2Uリンク及びソケットが上記アッセンブリポールを挿入可能とした貫通穴を有し、該アッセンブリポールのチップが上記略垂直状のピンと係合可能に構成した、折り畳みシェルター又はテントアッセンブリ。

【請求項16】 折り畳みテントを立てるにあたり、

a) 折り畳み可能としたフレームであって、a) 第1Uリンクにピボット運動可能に接続された、3つ又はそれ以上の脚部；及びb) 上記脚部に対し、外側端部をピボット運動可能に接続した支持バーであって、これらの支持バーの内側端部で第2Uリンクとピボット運動可能に接続された、3つ又はそれ以上の支持バーを含む、折り畳みフレーム；

当該シェルター又はテントが組立てられたとき、上記第1Uリンク及び第2Uリンクを互いにロックする締結具であって、a) 上記第1及び第2Uリンクのうち、いずれか一方から略垂直に延びるとともに側面部に溝を有する、ピン；b) 上記垂直状のピンと略一直線状に並べられた受け入れ穴を有する、上記第1及び第2Uリンクのうち他方のものに設けられたソケット；及びc) 上記ソケット内部に支持された係合部材であって、上記ソケットに上記略垂直状のピンを挿入してから該略垂直状のピンにおける上記溝と強固に係合可能とした、係合部材を含む、締結具；及び

上記折り畳みフレームに支持された、複数のシート壁部材を有する、折り畳みシェルター又はテントを設ける段階；

b) 上記折り畳みシェルター又はテントを折り畳み状態とする段階；

c) 上記各脚部及びシート材料壁部材により形成された上記第1及び第2Uリンクを分離させるように作用するバイアス力に抗じて該第1及び第2Uリンクを互いに向けて移動する段階；

d) 所定位置に到達したとき、上記各脚部及びシート材料壁部材により上記第1及び第2Uリンクを互いに接近させるように該第2Uリンクに加えられる力の方向を切換える段階；及び

e) 上記所定位置に到達した後、上記締結具を介して上記第1及び第2Uリンクを互い

にロックする段階により構成した、折り畳みシェルター又はテントを立てる方法。

【請求項 17】 第1及び第2Uリンクを互いに締結する段階e)が上記第1及び第2Uリンクの係合時に自動的に係合部材を溝内へバイアスすることを含む、請求項16に記載の方法。

【請求項 18】 更に、少なくとも1つのばねにより自動的に係合部材を溝内へバイアスする段階を実行することを含む、請求項16に記載の不法。

【請求項 19】 更に、各脚部の外面にシート材料壁を設ける段階と、シェルター又はテントの内側から伸ばすとともに手動で第2Uリンクの近くの位置に係合部材を移動させて第1Uリンクの下方に実質的に間隔をあけることにより上記シェルター又はテントを解体する段階を含む、請求項16に記載の方法。

【請求項 20】 第1及び第2Uリンクを互いに向けて移動する段階c)が

a)スライド部材を取付けたアッセンブリポールを有し、上記アッセンブリポールが係合素子を取付けたチップを有し、略垂直状のピンが上記アッセンブリポールのチップと係合する、対応した係合素子を取付けた下端部を有し、かつ第2Uリンク及びソケットが上記アッセンブリポールを挿入可能とした貫通穴を有し、該アッセンブリポールのチップが上記略垂直状のピンと係合可能に設ける段階；及び

b)上記アッセンブリポール及び上記スライド部材を操作することにより上記第1及び第2Uリンクを互いに向けて移動させる段階を含む、請求項16に記載の方法。